

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年3月21日提出
【発行者名】	U B S アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 キース・トゥループ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 O t e m a c h i O n e タワー
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【電話番号】	03-5293-3667
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	U B S グローバル株式ロング・ショート・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 1,000億円を上限とします。 (2)継続申込額 3,000億円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので2024年5月31日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

第一部【証券情報】

（８）【申込取扱場所】

< 更新後 >

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの特色

1 株式のロング・ショート戦略による安定的な収益獲得の追求

- ・ロング・ショート戦略とは、株価が相対的に割安と思われる銘柄をロング(買い建て)する一方で、相対的に割高と思われる銘柄をショート(売り建て)するという2つのポジションを組み合わせた運用手法のことです。
- ・株価の割安・割高が時間をかけて解消されていく(割安銘柄が相対的に上昇し、割高銘柄が相対的に下落する)過程をリターン源泉とします。
- ・ロングとショートが互いに打ち消し合う効果を活かし、市場動向との連動性を抑えた安定的な収益の獲得を目指します。

2 長期業績予想に基づくロング銘柄とショート銘柄の選別

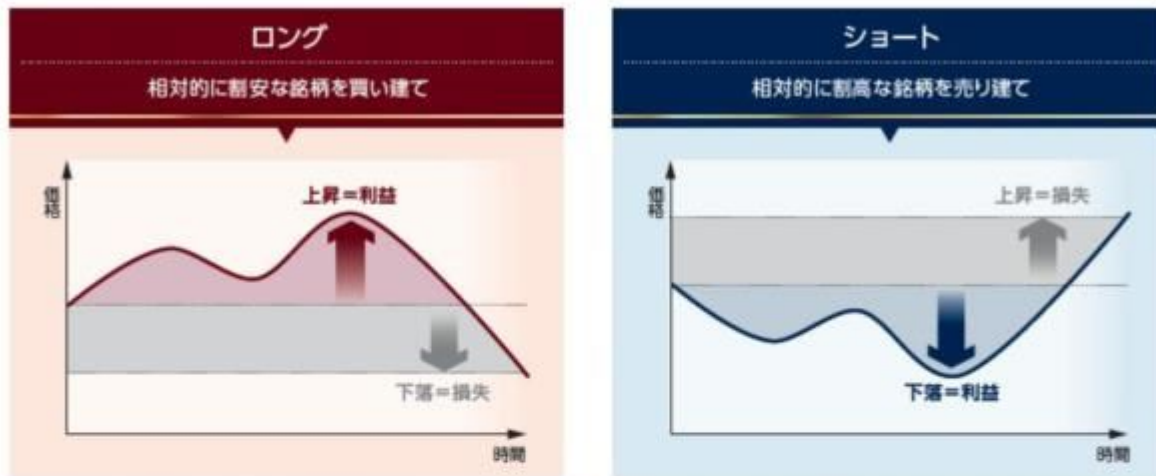
- ・株式の割安・割高評価は、ボトムアップ調査を通じて行う長期業績予想に基づいた、個別銘柄毎の投資価値分析によって行います。
- ・同投資価値分析に当たっては、UBS独自の株価評価モデルを活用し、長期業績予想対比で見て、株価が割安と判断する銘柄をロング(買い建て)する一方、割高と判断する銘柄をショート(売り建て)します。ただし、市場によっては、個別銘柄に代えて株価指数先物取引を売り建てる場合があります。

3 経験豊富な運用チームを有するUBSアセット・マネジメント・グループ

- ・主要投資対象である外国投資信託(UBS (Irl) Investor Selection - Global Equity Long Short Fund (EUR))の運用はUBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドが行います。
- ・グローバルに編成するリサーチ・プロフェッショナルの中から、卓越した銘柄選択実績を有する運用者を選抜し、そのベスト・アイデアを結集した運用を行います。

ロングおよびショート・ポジションの損益イメージ

- ・当ファンドは、企業の本源的価値を推計し、それに対して株価が割安となっている銘柄をロング(買い建て)する一方で、割高な銘柄をショート(売り建て)する2つのポジションを組み合わせます。
- ・ロング(買い建て)とショート(売り建て)の両サイドでポジションを取ることでレバレッジを利用しつつも、ロングとショートが互いに打ち消し合う効果を活かし、市場の方向性に依存しにくい収益の獲得を目指します。

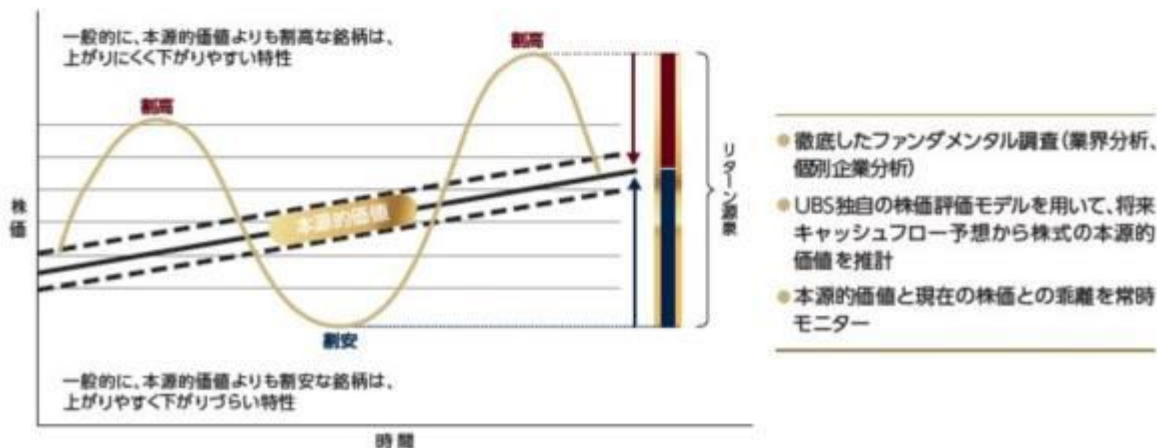


※ロングとショートのポジションをとった銘柄の株価が想定通りの動きとならない場合には、両方のポジションで収益がマイナスとなる場合があります。

上図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

UBS独自の株価評価モデル

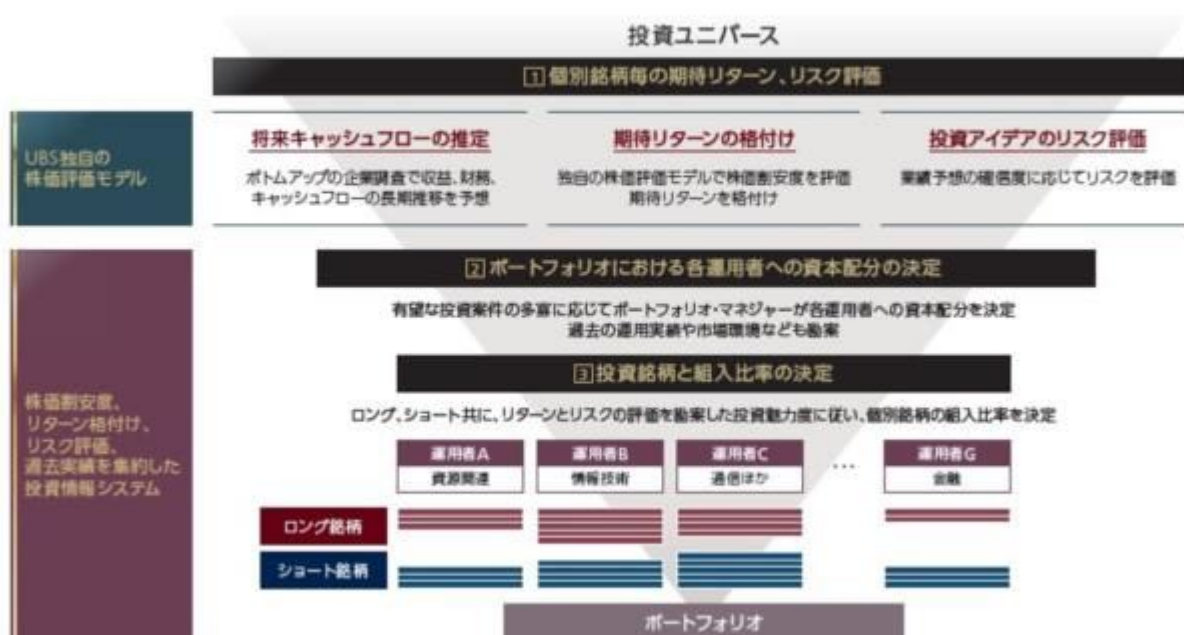
- ・株式の割安・割高評価にあたっては、改良を重ねつつ受け継がれてきた独自開発の株価評価モデルを活用します。
- ・株式の本源的価値は企業が生み出す将来キャッシュフローの現在価値であり、株価は中長期的にこの本源的価値へと収れんしていくと考えます。
- ・本源的価値に対して割安な銘柄を買い建て(ロング)、割高な銘柄を売り建て(ショート)、割高・割安が時間をかけて解消されていく過程をリターン源泉とするロング・ショート戦略です。



上図はイメージです。

◎運用プロセス

長期業績予想に基づくロング銘柄とショート銘柄の選別



上記はイメージ図です。
2024年12月末現在

◎ ファンドの仕組み

- ・当ファンドは、「UBS (Irl) Investor Selection - Global Equity Long Short Fund (EUR) I-A1-PF-acc（以下「指定外国投資信託」といいます。）」および「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)（以下「指定内国投資信託」といいます。）」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・指定外国投資信託の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

【ファンド・オブ・ファンズについて】

ファンド・オブ・ファンズとは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託(ファンド)に投資し、運用を行う投資信託(ファンド)です。



■ ファンドが投資対象とする投資信託の概要

投資信託証券の名称	UBS (Irl) Investor Selection - Global Equity Long Short Fund (EUR) I-A1-PF-acc
形態	アイルランド籍外国投資信託
運用の基本方針	主として世界の上場株式を実質的な投資対象とし、ボトムアップで分析する長期業績予想対比で見て、株価が割安と判断する銘柄を買い建て、割高と判断する銘柄を売り建てる株式ロング・ショート戦略を採用し、分散の効いたポートフォリオを構築することで、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	先進国、新興国に上場する企業の株式を主要投資対象とします。
解約制限等	1日の解約額がファンドの純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合、管理会社はファンド売却申込の一部または全部の受付を行わない場合があります。
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド (UBS Asset Management (UK) Ltd)

投資信託証券の名称	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)
形態	国内籍追加型株式投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

※上記投資信託の情報は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◎ 主な投資制限

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
株式への直接投資	行いません。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
デリバティブ取引の直接利用	行いません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

◎ 分配方針

毎決算時（原則として毎年6月5日。当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ② 収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
 - ③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。
- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※ 分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）【ファンドの仕組み】

< 更新後 >

委託会社の概況（2024年12月末現在）
1）資本金

2,200百万円

2) 沿革

1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
 1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
 2000年7月1日 : ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
 ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2015年12月1日 : UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2024年4月2日 : クレディ・スイス証券株式会社から事業譲渡により一部業務を継承

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2【投資方針】

(2)【投資対象】

<訂正前>

投資対象とする投資信託証券の概要
 (略)

投資信託証券の名称	(略)
形態	(略)
運用の基本方針	(略)
主な投資対象	(略)
解約制限等	(略)
投資運用会社	(略)
管理報酬等	～ (略) 成功報酬：当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券のユーロ短期金利をベースにしたハードルレート相当額控除後の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（成功報酬の条件を満たした過去の決算年度末最終営業日時点での純資産価格の最高値であり、成功報酬が支払われた場合、次期以降のハイ・ウォーター・マークは更新されます）を上回った場合、超過分の20% *ハードルレートは今後変更となる場合があります。 ～ (略)

(略)

<訂正後>

投資対象とする投資信託証券の概要
 (略)

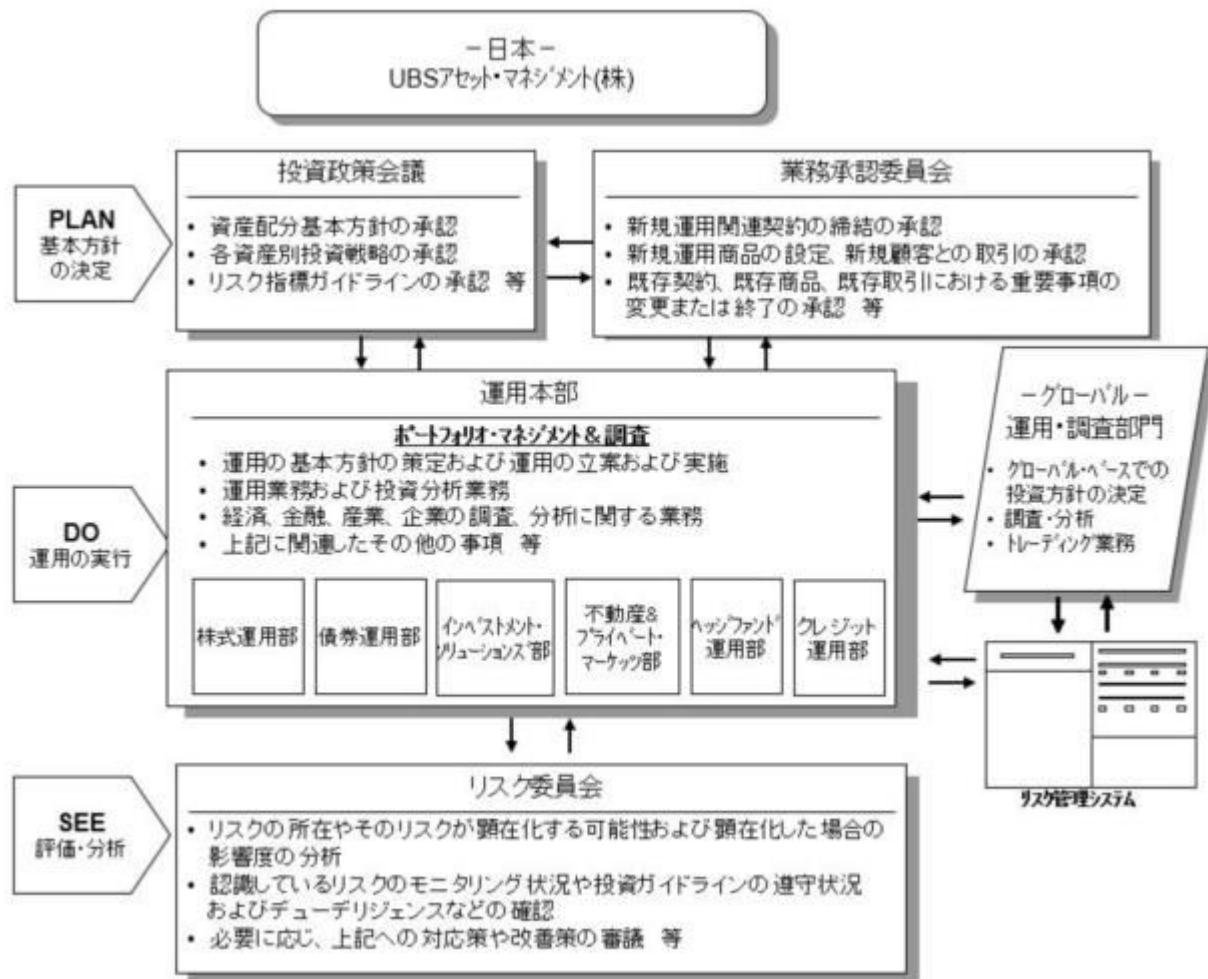
投資信託証券の名称	(略)
形態	(略)
運用の基本方針	(略)
主な投資対象	(略)
解約制限等	(略)
投資運用会社	(略)
管理報酬等	～ (略) 成功報酬：投資先ファンドにおいて、ユーロ短期金利をベースにしたハードルレート相当額控除後の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（成功報酬の条件を満たした過去の決算年度末最終営業日時点での純資産価格の最高値であり、成功報酬が支払われた場合、次期以降のハイ・ウォーター・マークは更新されます）を上回った場合、超過分の20% *ハードルレートは今後変更となる場合があります。 ～ (略)

(略)

（３）【運用体制】

< 更新後 >

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



< 運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理 >

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（10～15名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

< 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織 >

投資政策会議：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策会議を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策会議は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関する機関投資家営業本部長またはホールセール本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーション・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長またはその代理の10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認など

の総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、ホールセール本部長、UBSパートナー部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、人事部長、企画管理部長、テクノロジー部長の14名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

上記の運用体制は、2024年12月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

3【投資リスク】

< 更新後 >

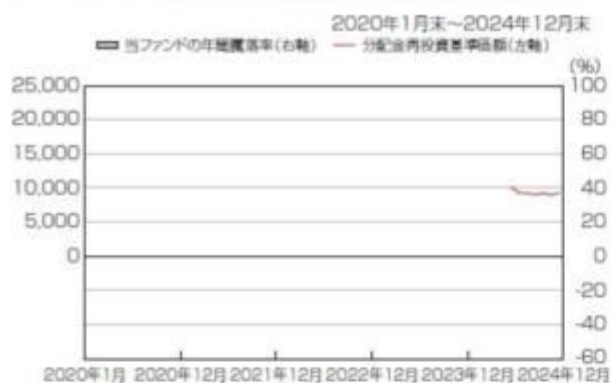
(2) リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に行われる委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

上記体制は2024年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 更新後 >

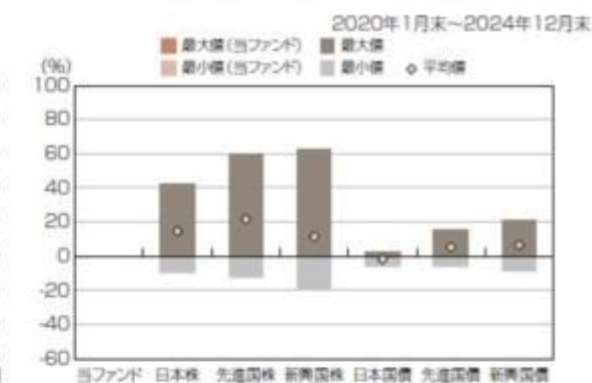
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※年間騰落率は、運用期間が1年末未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	—	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	—	14.7	21.7	11.7	△1.7	5.3	6.6

※上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年末未満であるため掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- ・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- ・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬
(略)
信託報酬の配分
(略)

(ご参考)

投資対象となる投資信託証券の主な費用は次のとおりです。

UBS(Irl)インベスターセレクトション・グローバル・エクイティ・ロング・ショート・ファンド(EUR) I-A1-PF-acc

管理報酬等	～（略） 成功報酬：当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券のユーロ短期金利をベースにしたハードルレート相当額控除後の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（成功報酬の条件を満たした過去の決算年度末最終営業日時点での純資産価格の最高値であり、成功報酬が支払われた場合、次期以降のハイ・ウォーター・マークは更新されます）を上回った場合、超過分の20% *ハードルレートは今後変更となる場合があります。 ～（略）
-------	---

（略）

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等・信託報酬率について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し最大で年率0.95% + 成功報酬^{（注1）}です。

（略）

（注1）当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券のユーロ短期金利をベースにしたハードルレート相当額控除後の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（成功報酬の条件を満たした過去の決算年度末最終営業日時点での純資産価格の最高値であり、成功報酬が支払われた場合、次期以降のハイ・ウォーター・マークは更新されます）を上回った場合、超過分の20%

（注2）（略）

支払時期

（略）

<訂正後>

信託報酬

（略）

信託報酬の配分

（略）

（ご参考）

投資対象となる投資信託証券の主な費用は次のとおりです。

UBS(Irl)インベスターセレクション-グローバル・エクイティ・ロング・ショート・ファンド(EUR) I-A1-PF-acc

管理報酬等	～（略） 成功報酬：投資先ファンドにおいて、ユーロ短期金利をベースにしたハードルレート相当額控除後の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（成功報酬の条件を満たした過去の決算年度末最終営業日時点での純資産価格の最高値であり、成功報酬が支払われた場合、次期以降のハイ・ウォーター・マークは更新されます）を上回った場合、超過分の20% *ハードルレートは今後変更となる場合があります。 ～（略）
-------	---

（略）

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等・信託報酬率について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し最大で年率0.95% + 成功報酬^{（注1）}です。

（略）

（注1）投資先ファンドにおいて、ユーロ短期金利をベースにしたハードルレート相当額控除後の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（成功報酬の条件を満たした過去の決算年度末最終営業日時点での純資産価格の最高値であり、成功報酬が支払われた場合、次期以降のハイ・ウォーター・マークは更新されます）を上回った場合、超過分の20%

（注2）（略）

支払時期

（略）

（5）【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

個人受益者の場合

1）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%

および地方税5%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
 なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

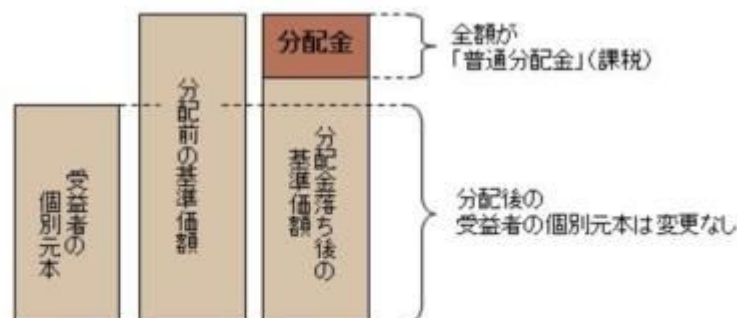
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

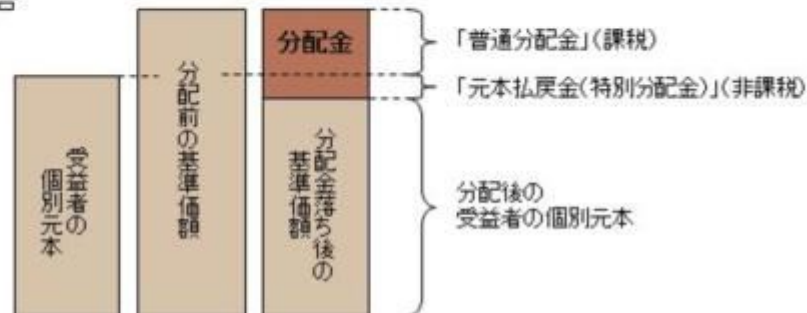
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2024年12月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	2,000	0.00
投資証券	アイルランド	144,731,488	98.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,818,558	1.24
合計(純資産総額)		146,552,046	100.00

(注) 「国 / 地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アイル ランド	投資証券	UBS(Irl)IS-GlobalEq LSF(EUR)I-A1- PF-acc	5,522.535	26,801.14	148,010,284	26,207.43	144,731,488	98.76
日本	投資信託受益 証券	U B S 短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	2,019	0.9905	2,000	0.9909	2,000	0.00

(注) 「国 / 地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	0.00
投資証券	98.76
合計	98.76

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2024年 6月末日	9	—	1.0072	—
7月末日	126	—	0.9274	—
8月末日	155	—	0.9250	—
9月末日	151	—	0.9014	—
10月末日	145	—	0.9270	—
11月末日	140	—	0.8964	—
12月末日	146	—	0.9330	—

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期（中間期）	2024年 6月24日～2024年12月23日	7.4

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期（中間期）	2024年 6月24日～2024年12月23日	168,501,786	11,424,717

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

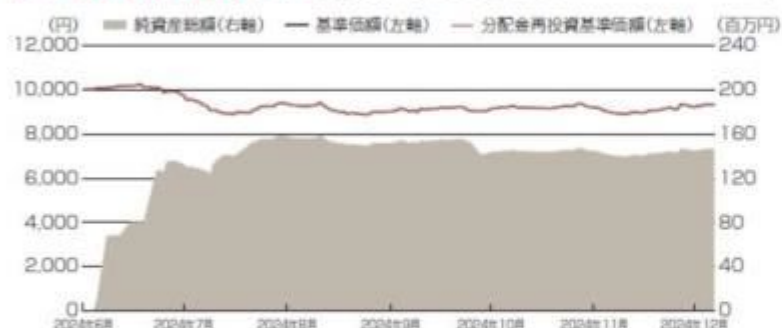
< 更新後 >

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移 (2024年12月30日現在)



分配の推移

当ファンドは初回の決算日を過ぎていないため、該当事項はありません。

※分配金再投資基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後で算出。

主要な資産の状況 (2024年12月30日現在)

セクター別構成比

セクター	ロング	ショート	ネット
ヘルスケア	20.6%	18.0%	2.7%
金融	19.4%	16.3%	3.1%
情報技術	18.7%	15.3%	3.4%
エネルギー	14.5%	12.4%	2.1%
コミュニケーション・サービス	13.4%	11.6%	1.8%
消費財・サービス	7.1%	7.5%	-0.4%
資本財・サービス	7.1%	12.2%	-5.2%
生活必需品	6.3%	1.2%	5.1%
素材	2.7%	1.3%	1.4%
公益事業	1.4%	4.0%	-2.6%
不動産	0.0%	1.0%	-1.0%
合計	111.1%	100.7%	10.4%

国・地域別構成比

国・地域	ロング	ショート	ネット
米国	37.5%	55.4%	-17.9%
英国	17.4%	5.5%	11.9%
日本	13.3%	6.4%	6.9%
フランス	8.4%	2.2%	6.2%
カナダ	8.3%	6.3%	2.0%
オランダ	4.4%	1.4%	3.0%
スイス	3.9%	4.8%	-0.9%
ドイツ	2.8%	1.4%	1.4%
アイルランド	2.5%	0.0%	2.5%
スペイン	2.3%	2.9%	-0.6%
その他	10.5%	14.4%	-3.9%
合計	111.1%	100.7%	10.4%

組入上位5銘柄(ロングポジションのみ)

銘柄名	構成比
1 NTTデータグループ	2.5%
2 AIBグループ	2.5%
3 コナイテッドヘルス・グループ	2.1%
4 テイクツー・インタラクティブ・ソフトウェア	2.1%
5 ダノン	2.0%

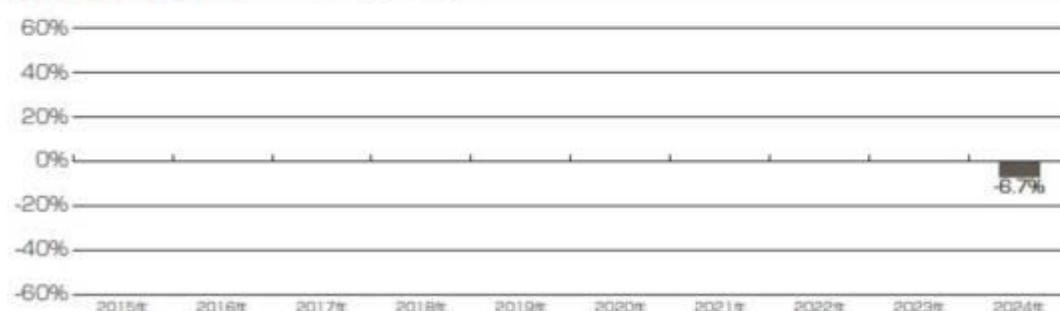
銘柄数
ロングポジション 109
ショートポジション 116

※セクター別構成比、国・地域別構成比は「UBS(Ir)Investor Selection - Global Equity Long Short Fund(EUR)」の純資産総額に占める割合、組入上位5銘柄は純資産総額に占めるロングポジションの割合です。

※セクターはGICS(世界産業分類基準)11セクター分類に基づきます。

※ファンドの純資産総額に対し「UBS(Ir)Investor Selection - Global Equity Long Short Fund(EUR)」を98.76%組入れています。

年間収益率の推移 (2024年12月30日現在)



※2024年については当初設定日(2024年6月24日)から年末までの騰落率。

※ファンドにはベンチマークはありません。

1【申込（販売）手続等】

<更新後>

(4) 取扱時間

当初申込期間

当初申込期間の最終日（2024年6月21日）の販売会社所定の時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当初申込期間の受付分とします。

継続申込期間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<更新後>

(7) 申込単位（当初元本1口＝1円）

販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

2【換金（解約）手続等】

<更新後>

(2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<更新後>

(5) 解約価額

解約請求受付日から起算して4営業日目の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<更新後>

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(5)【その他】

<更新後>

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
 - ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
 - ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
- ホームページ アドレス <https://www.ubs.com/japanfunds/>

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2024年 6月24日から2024年12月23日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【UBSグローバル株式ロング・ショート・ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

当中間計算期間末 2024年12月23日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,378,806
投資信託受益証券	2,000
投資証券	143,667,337
未収利息	7
流動資産合計	146,048,150
資産合計	146,048,150
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	22,202
未払委託者報酬	481,109
その他未払費用	34,653
流動負債合計	537,964
負債合計	537,964
純資産の部	
元本等	
元本	157,077,069
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	11,566,883
(分配準備積立金)	-
元本等合計	145,510,186
純資産合計	145,510,186
負債純資産合計	146,048,150

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

当中間計算期間 自 2024年 6月24日 至 2024年12月23日	
営業収益	
受取利息	1,346
有価証券売買等損益	3,423,594
為替差損益	6,728,168
営業収益合計	10,150,416
営業費用	
受託者報酬	22,202
委託者報酬	481,109
その他費用	105,475
営業費用合計	608,786

当中間計算期間
自 2024年 6月24日
至 2024年12月23日

営業利益又は営業損失（ ）	10,759,202
経常利益又は経常損失（ ）	10,759,202
中間純利益又は中間純損失（ ）	10,759,202
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	960,199
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	128,577
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	128,577
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,896,457
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,896,457
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	11,566,883

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券および投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	当中間計算期間末 2024年12月23日現在
1. 計算期間末日および中間計算期間末日における受益権の総数	157,077,069口
2. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は11,566,883円です。
3. 計算期間末日および中間計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9264円 (9,264円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

当中間計算期間 自 2024年 6月24日 至 2024年12月23日
その他費用 その他費用は、監査費用13,696円、目論見書印刷費用19,877円、ほふり費用1,080円、カスタディフィー63,122円およびその他7,700円です。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 2024年12月23日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

	(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。
--	--

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	当中間計算期間 自 2024年 6月24日 至 2024年12月23日
元本の推移	
期首元本額	100,000円
期中追加設定元本額	168,401,786円
期中一部解約元本額	11,424,717円

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2024年12月30日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	146,574,373円
負債総額	22,327円
純資産総額（ - ）	146,552,046円
発行済口数	157,077,069口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9330円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 更新後 >

(1) 資本金の額等

2024年12月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近5年間に於ける資本金の額の増減：	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手續を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

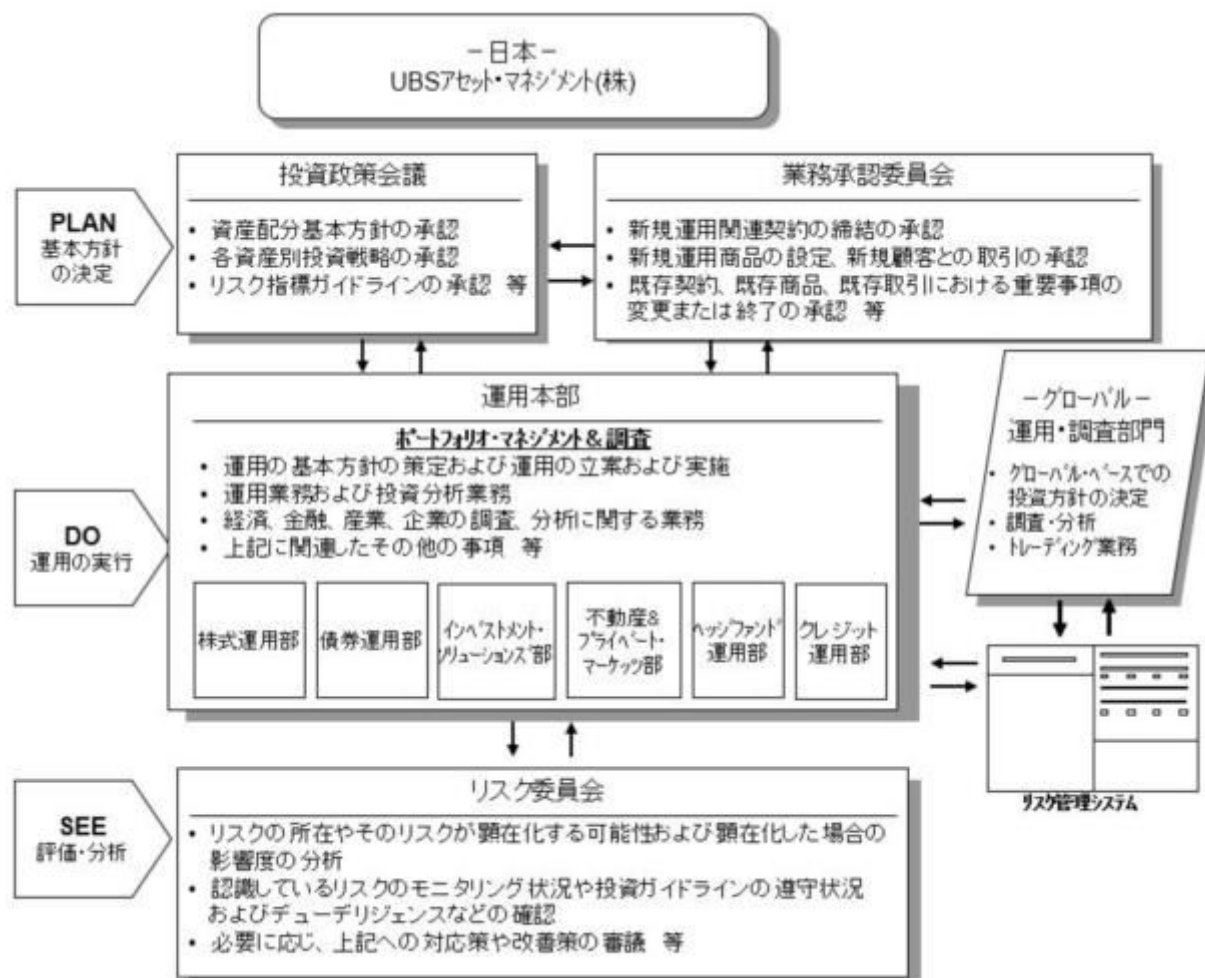
(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



2024年12月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。
委託会社の運用する証券投資信託は2024年12月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	36	43,107
追加型株式投資信託	77	364,533
合計	113	407,640

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

期別		前事業年度 （2022年12月31日）		当事業年度 （2023年12月31日）	
科目	注記 番号	内訳	金額 （千円）	内訳	金額 （千円）
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金	*1		2,704,703		2,548,144
未収入金	*1		81,110		72,447
未収委託者報酬			678,328		593,096
未収運用受託報酬	*1		912,466		726,267
その他未収収益	*1		749,743		537,360
前払費用			15,574		17,754
その他			5,300		5,264
流動資産計			5,147,228		4,500,336
固定資産					
投資その他の資産			408,284		413,637
前払年金費用		55,333		128,037	
繰延税金資産		332,950		265,600	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			408,284		413,637
資産合計			5,555,513		4,913,973

期別		前事業年度 （2022年12月31日）		当事業年度 （2023年12月31日）	
科目	注記 番号	内訳	金額 （千円）	内訳	金額 （千円）

(負債の部) 流動負債 預り金 未払費用 未払消費税 未払法人税等 賞与引当金 その他	*1		63,740		59,897
			1,420,982		1,169,924
			53,036		2,538
			173,897		19,936
			714,825		569,228
流動負債計			7,235		7,094
			2,433,716		1,828,620
			3,521		-
固定負債 退職給付引当金			3,521		-
負債合計			2,437,237		1,828,620
(純資産の部) 株主資本 資本金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金			3,118,275		3,085,353
			2,200,000		2,200,000
			918,275		885,353
			550,000		550,000
			368,275		335,353
繰越利益剰余金			368,275		335,353
純資産合計			3,118,275		3,085,353
負債・純資産合計			5,555,513		4,913,973

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
営業収益 委託者報酬 運用受託報酬 その他営業収益	*1*2 *1*3		5,102,795		4,411,454
			2,501,320		2,133,967
			2,278,670		2,094,215
			9,882,785		8,639,637
営業費用 支払手数料 広告宣伝費 調査費 調査費 委託調査費 委託計算費 営業雑経費 通信費 印刷費 協会費 その他	*1	85,437 3,208,548	2,205,766	138,213 2,768,618	1,840,518
			94,702		66,474
			3,293,986		2,906,831
			202,285		200,737
			70,962		63,596
			1,172		547
			42,621		41,830
			13,372		12,131
			13,796		9,087
一般管理費 給料 役員報酬 給料・手当 賞与 交際費 旅費交通費 租税公課 不動産賃借料 退職給付費用 事務委託費 諸経費	*1	220,428 1,523,181 648,610	5,867,703	203,957 1,520,195 511,434	5,078,159
			2,392,220		2,235,586
			5,306		6,233
			22,406		32,999
			56,697		48,950
			253,903		257,415
			172,439		118,068
			399,010		271,366
			52,433		69,992
一般管理費計			3,354,418		3,040,611
営業利益			660,662		520,865
営業外収益 受取利息 為替差益 雑収入	*1	6 - 2,559	2,566	9 15,637 -	15,646
営業外費用 支払利息 為替差損 雑損失	*1	15 9,948 3,381	13,346	- - 3,550	3,550
経常利益			649,882		532,961
税引前当期純利益			649,882		532,961

法人税、住民税及び事業税			265,271		130,274
法人税等調整額			16,349		67,350
当期純利益			368,261		335,336

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本 利益剰余金					純資産 合計
	資本金	利益 準備金	その他	利益剰余金 合計	株主資本 合計	
			利益剰余金			
			繰越 利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	420,673	970,673	3,170,673	3,170,673
当期中の変動額						
剰余金の配当			420,660	420,660	420,660	420,660
当期純利益			368,261	368,261	368,261	368,261
当期中の変動額合計			52,398	52,398	52,398	52,398
当期末残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本 利益剰余金					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他	利益剰余金 繰越 利益剰余金		
			利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275
当期中の変動額						
剰余金の配当			368,258	368,258	368,258	368,258
当期純利益			335,336	335,336	335,336	335,336
当期中の変動額合計			32,922	32,922	32,922	32,922
当期末残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
988千円	2,488千円

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(4) その他営業収益

当社の関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、役務を提供した期間に収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

1. 繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
繰延税金資産	265,600

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

該当ありません

（貸借対照表関係）

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
現金・預金	1,715,919	1,062,302
未収入金	11,544	14,609
未収運用受託報酬	47	31
その他未収収益	14,985	436
未払費用	66,311	78,542

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	当事業年度 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
運用受託報酬	41	28
支払利息	-	-
営業経費 その他	-	1
人件費	-	-
事務委託費	690,699	627,004

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

（単位：千円）

	前事業年度 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	当事業年度 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
投資助言報酬	72,151	93,454

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 臨時株主総会	普通株式	420,660	19,475	2022年3月31日	2022年6月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当ありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日 臨時株主総会	普通株式	368,258	17,049	2022年12月31日	2023年3月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第29期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	335,340	15,525	2023年12月31日	第29期定時株主総会の翌日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

2023年12月31日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	2,704,703	-
未収入金	81,110	-
未収委託者報酬	678,328	-
未収運用受託報酬	912,466	-
その他未収収益	749,743	-
合計	5,126,353	-

当事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	2,548,144	-
未収入金	72,447	-
未収委託者報酬	593,096	-
未収運用受託報酬	726,267	-
その他未収収益	537,360	-
合計	4,477,316	-

(退職給付関係)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,066,278
勤務費用	107,366
利息費用	3,003
数理計算上の差異の当期発生額	49,075
退職給付の支払額	105,700
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,021,872

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,132,162
期待運用収益	6,183
数理計算上の差異の当期発生額	90,989
事業主からの拠出額	132,028
退職給付の支払額	105,700
年金資産の期末残高	1,073,684

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,021,872
年金資産	1,073,684
小計	51,812
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	51,812
退職給付引当金	3,521
前払年金費用	55,333
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	51,812

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	107,366
利息費用	3,003
期待運用収益	6,183
数理計算上の差異の費用処理額	41,912
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	146,098

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	21%
その他	38%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.301%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,341千円でありました。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	1,021,872
勤務費用	96,058
利息費用	8,457
数理計算上の差異の当期発生額	29,900

退職給付の支払額	139,913
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	956,572

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,073,684
期待運用収益	5,927
数理計算上の差異の当期発生額	16,783
事業主からの拠出額	128,129
退職給付の支払額	139,913
年金資産の期末残高	1,084,609

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	956,572
年金資産	1,084,609
小計	128,037
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	128,037
退職給付引当金	-
前払年金費用	128,037
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	128,037

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	96,058
利息費用	8,457
期待運用収益	5,927
数理計算上の差異の費用処理額	41,757
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	56,831

(注)上記の他、特別退職金35,558千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	42%
株式	22%
その他	36%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.875%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,678千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	25,670	24,400
減価償却超過額	71,600	78,300
資産除去債務	52,300	62,400
未払事業税	13,200	6,400
株式報酬費用	30,100	31,900
退職給付引当金	0	25,600
賞与引当金	188,681	146,200
その他	3,399	3,600

繰延税金資産小計	384,950	327,600
評価性引当額	52,000	62,000
繰延税金資産合計	332,950	265,600

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	10.53%	4.36%
過年度法人税等	0.00%	0.18%
評価性引当額の増減	1.69%	1.88%
均等割	-	0.43%
その他	0.49%	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.33%	37.08%

(収益認識関係)

1. 収益を分解した情報

収益の構成は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
委託者報酬	5,102,795	4,411,454
運用受託報酬	2,184,783	1,934,008
成功報酬(注)	316,536	199,958
その他営業収益	2,278,670	2,094,215
合計	9,882,785	8,639,637

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

日本	米国	その他	合計
2,464,401千円	1,398,162千円	927,560千円	4,790,124千円

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

日本	米国	その他	合計
2,092,343千円	1,234,765千円	901,073千円	4,228,182千円

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	2,288,845千円	投資運用

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	2,094,243千円	投資運用

(注) 運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSグループは、世界50カ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイ

スと優れた執行能力を提供しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（1）親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ユービーエス・エイ・ジー（銀行）	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	（被所有）間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ増加減少 運用受託報酬事務委託費	5,082,362 4,321,733 41 543,156	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,715,919 11,544 13,337 61,002
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43百万スイスフラン	資産運用業	（被所有）直接100%	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費（受取）	147,543	その他未収収益 未払費用	1,647 5,308

（注）1. ユービーエス・エイ・ジー（銀行）は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費（受取）	100,380 121,637 184,167	その他未収収益 未収入金 未払費用	98,620 17,142 62,955
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	その他営業収益 事務委託費 不動産関係費 人件費（受取）	1,203 292,155 253,813 55,991	未収入金 その他未収収益 未払費用	15,756 439 172,389
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費（受取）	43,348 158,841 22,323	その他未収収益 未払費用	13,714 80,688
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	111,217 405,135 38,286	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,064 36,944 65,099
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費（受取）	365,326 1,541,921 183,483	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,355 95,641 205,204
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費（受取）	58,365 683,799 144,935	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,212 112,545 199,668
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費（受取）	378,535 6,213 89,227	未収入金 その他未収収益 未払費用	660 71,605 5,967
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	885,266 5,057 8,572	未収入金 その他未収収益 未払費用	764 143,282 3,823
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費（受取）	79,131 236,874 68,993	未収入金 その他未収収益 未払費用	602 42,212 95,577

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（１）親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ユービーエス・エイ・ジー（銀行）	スイス・チューリッヒ	3.4億米ドル	銀行、証券業務	（被所有）間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ増加減少 運用受託報酬事務委託費	4,809,526 5,463,144 28未収入金 576,242未収運用受託報酬未払費用	現金・預金	1,062,302 14,609 31 69,944
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43百万スイスフラン	資産運用業	（被所有）直接100%	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費（受取）	50,761	その他未収収益未払費用	436 8,597

（注）1. ユービーエス・エイ・ジー（銀行）は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

（２）兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費（受取）	156,861 104,160 151,739	その他未収収益 未収入金 未払費用	60,514 17,519 69,552
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	347億円	証券業	なし	人件費の立替人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費（受取） その他営業収益	317,045 257,415 35,389 38,914	未収入金 その他未収収益 未払費用	9,960 3,549 190,815 17,380
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	29百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	委託調査費 事務委託費（受取）	138,536 22,276	未払費用	28,513
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	144,596 292,462 11,363	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,093 37,493 76,104
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	165百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費（受取）	264,172 1,323,608 230,009	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,415 64,527 176,876
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費（受取）	97,571 622,031 206,046	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,626 49,512 112,345
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費（受取）	372,721 5,972 96,620	未収入金 その他未収収益 未払費用	721 68,622 3,384
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万米ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	704,664 6,393 7,520	未収入金 その他未収収益 未払費用	850 119,705 1,413
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費（受取）	66,698 180,593 32,160	未収入金 その他未収収益 未払費用	605 27,082 44,279

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 UBS Asset management AG（非上場）

親会社の親会社 ユービーエス・エイ・ジー（銀行）（非上場）

最終的な親会社 UBS Group AG - Zurich (NYSE / SIX 上場)

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）	当事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）
1株当たり純資産額	144,364円60銭	142,840円42銭
1株当たり当期純利益金額	17,049円15銭	15,524円82銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）	当事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）
当期純利益（千円）	368,261	335,336
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	368,261	335,336
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 （2024年6月30日）	
科目	注記 番号	内訳	金額 （千円）
（資産の部）			
流動資産			
現金・預金			2,128,958
未収入金			323,721
未収委託者報酬			592,353
未収運用受託報酬			508,277
その他未収収益			851,047
その他			3,540
流動資産計			4,407,897
固定資産			
投資その他の資産			348,574
前払年金費用		147,174	
繰延税金資産		181,400	
ゴルフ会員権		20,000	
固定資産計			348,574
資産合計			4,756,472

期別		当中間会計期間末 （2024年6月30日）	
科目	注記 番号	内訳	金額 （千円）
（負債の部）			
流動負債			
預り金			39,423
未払費用			1,329,485
未払消費税等			59,338
未払法人税等			60,003
賞与引当金			266,598
その他			3,521
流動負債計			1,758,372
固定負債			
退職給付引当金			1,411
固定負債計			1,411

負債合計			1,759,783
（純資産の部）			
株主資本			2,996,688
資本金			2,200,000
利益剰余金			796,688
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		246,688	
繰越利益剰余金		246,688	
純資産合計			2,996,688
負債・純資産合計			4,756,472

（ 2 ） 中 間 損 益 計 算 書

期別		当中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
営業収益			
委託者報酬			2,103,358
運用受託報酬			1,147,840
その他営業収益			1,198,147
営業収益計			4,449,347
営業費用			
支払手数料			881,643
広告宣伝費			7,687
調査費			1,484,037
調査費		63,718	
委託調査費		1,420,318	
委託計算費			101,760
営業雑経費			24,548
通信費		306	
印刷費		18,906	
協会費		4,359	
その他		976	
営業費用計			2,499,677
一般管理費			
給料			1,032,119
役員報酬		58,771	
給料・手当		719,082	
賞与		254,265	
交際費			2,540
旅費交通費			10,789
租税公課			23,200
不動産賃借料			125,171
退職給付費用			115,658
事務委託費			252,888
諸経費			31,191
一般管理費計			1,593,559
営業利益			356,110
営業外収益			
受取利息		41	
為替差益		13,891	
雑収入		38	
営業外収益計			13,971
営業外費用			
支払利息		2	
営業外費用計			2
経常利益			370,078
税引前中間純利益			370,078
法人税、住民税及び事業税			39,203
法人税等調整額			84,200
中間純利益			246,674

（ 3 ） 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（ 自 2024年1月1日 至 2024年6月30日 ）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他	利益剰余金 繰越 利益剰余金		
			利益剰余金			
				利益剰余金 合計		

当期首残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353
当中間期変動額						
剰余金の配当			335,340	335,340	335,340	335,340
中間純利益			246,674	246,674	246,674	246,674
当中間期変動額合計			88,665	88,665	88,665	88,665
当中間期末残高	2,200,000	550,000	246,688	796,688	2,996,688	2,996,688

〔注 記 事 項〕

（重要な会計方針）

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額損益処理しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第30期 中間会計期間 自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日							
1. 発行済株式に関する事項							
株式の種類	当会計期間期首	増加	減少	当中間会計期間末			
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600			
2. 配当に関する事項							
配当金支払額							
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日 効力発生日		
2024年 3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	335,340	15,525	2023年 12月31日 2024年 3月28日		

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（収益認識関係）

第30期 中間会計期間	
自	2024年 1月 1日
至	2024年 6月30日

1. 収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

委託者報酬	2,103,358千円
運用受託報酬	933,386千円
成功報酬（注）	214,454千円
その他営業収益	1,198,147千円
合計	4,449,347千円

（注） 成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 2. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報）

第30期 中間会計期間

自 2024年 1月 1日

至 2024年 6月30日

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

日本	米国	その他	合計
1,126,100千円	783,679千円	436,208千円	2,345,988千円

（注） 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬2,103,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	営業収益	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	1,198,162千円	投資運用

（注） 委託者報酬2,103,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（1株当たり情報）

第30期 中間会計期間

自 2024年 1月 1日

至 2024年 6月30日

1株当たり純資産額 138,735円56銭

1株当たり中間純利益金額 11,420円13銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していません。

1株当たり中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益 246,674千円

普通株式に係る中間純利益 246,674千円

普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません

普通株式の期中平均株式数 21,600株

5【その他】

< 訂正前 >

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、2024年4月2日付で、クレディ・スイス証券株式会社から事業譲渡により一部業務を譲り受けました。

(2) (略)

< 訂正後 >

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) (略)

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 更新後 >

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
三菱 U F J 信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円 (2024年9月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部 (信託財産の管理) を原信託受託者から再信託受託者 (日本マスタートラスト信託銀行株式会社) へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

< 更新後 >

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
北洋証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱 U F J 信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

運用に必要な最低限の資金のために、ファンドの関係法人がファンドの買付を行う場合の募集等の取扱いのみを行います。一般投資家向けの募集等の取扱いは行いません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年3月5日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 稲葉 宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバル株式ロング・ショート・ファンドの2024年6月24日から2024年12月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSグローバル株式ロング・ショート・ファンドの2024年12月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月24日から2024年12月23日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

U B S アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2024年3月19日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高木 竜二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川井 恵一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継

続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月17日

U B S アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 井 恵一郎
--------------------	---------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 稲 葉 宏 和
--------------------	---------------

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているU B S アセット・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、U B S アセット・マネジメント株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する意見を表明するために、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する中間監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。